

重点地区まちづくり計画を 検討する区域の指定の理由書

1 重点地区まちづくり計画を検討する区域の名称
桜台地区

2 理由

練馬区都市計画マスタープランでは、桜台地区について、老朽木造住宅が密集していることから、消防活動困難区域を解消するため生活道路の整備を進めることとしている。

また、東京都が策定した「防災都市づくり推進計画」では、桜台二丁目が震災時に延焼被害のおそれのある木造住宅密集地域に抽出されている。

平成30年度に、区内の木造住宅密集地域を対象に調査したところ、桜台二丁目が、相対的に最も危険度が高い地域となったことから、新たに密集住宅市街地整備促進事業（以下「密集事業」という。）を実施する候補地区と位置付け、詳細調査を行ってきた。

これらの位置付けや詳細調査の結果を踏まえ、密集事業を想定し、練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号）第40条に規定する重点地区まちづくり計画を策定するため、同条例第42条に規定する「重点地区まちづくり計画を検討する区域」を定める。

3 整備方針

道路や公園の整備、老朽住宅等の建替え促進により、地区の防災性を向上させ、安全で快適なまちづくりを目指す。